

北海道美しい景観のくにづくり条例

平成13年10月19日
条例第57号

改正 平成14年3月29日北海道条例第33号（第1次改正）

北海道美しい景観のくにづくり条例をここに公布する。
北海道美しい景観のくにづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 美しい景観のくにづくりに関する基本的施策（第8条—15条）

第3章 広域にわたる景観づくりの推進（第16条—第18条）

第4章 公共事業に係る景観づくり（第19条・第20条）

第5章 北海道美しい景観のくにづくり審議会（第21条—第28条）

附則

私たちが暮らす広大な北海道は、美しく雄大な自然に恵まれており、その中で北国の気候や風土に合った生活や産業の営みの積み重ねによって歴史が刻まれ、それぞれの地域において、個性的な街並みや田園風景など北海道らしい様々な景観が形づくられてきた。

これらの景観は、私たちの生活に潤いをもたらし、地域に対する誇りと愛着を生み出すとともに、訪れる人々をも魅了する貴重な財産である。

しかしながら、これまで時には、効率性が優先され、地域の特色を生かした景観に対する配慮が足りなかったり、表面的な美観のみを景観としてとらえるなど、景観に対する理解が必ずしも十分ではなかった面もあった。

今、新たな世紀を迎え、景観に対する関心が高まりつつある中で、私たちは、改めて地域ごとの多様な景観の価値を認識し、一人ひとりが地域の景観づくりに参加し、生成りの良さを生かした景観や生活に根ざした景観を目指していくことが必要である。

そのためには、地域主体の景観づくりや北海道ならではの雄大な景観を生かす広域的な景観づくりを、道民、事業者、市町村及び道の適切な役割分担による協働により、たゆみなく進めていかなければならない。

このような考え方に立って、私たちは、景観づくりを積み重ね、広げていく美しい景観のくにづくりを進めることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、美しい景観のくにづくりに関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、美しい景観のくにづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって暮らしに豊かさと潤いをもたらす、魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観 人々の生活、事業活動等の営みと自然等の周辺の環境とが重なり合って形をなすたゞざまいをいう。
- (2) 景観づくり 良好な景観を守り、創り、及び整えることをいう。
- (3) 美しい景観のくにづくり 景観づくりの取組を道民運動として積み重ね、広げていくことをいう。

（基本理念）

第3条 美しい景観のくにづくりは、かけがえのない自然及び生活環境との調和を基本に、気候及び風土にふさわしい、生成りの良さを生かした景観又は生活に根ざした景観を目指して推進されなければならない。

2 美しい景観のくにづくりは、優れた自然、歴史及び文化を受け継ぎ、次代に継承するよう推進されなければならない。

3 美しい景観のくにづくりは、道民、事業者及び市町村の地域における主体的な取組により推進されなければならない。

4 美しい景観のくにづくりは、道民、事業者、市町村及び道の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、美しい景観のくにづくり

の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び推進する責務を有する。

- 2 道は、美しい景観のくにづくりを効果的に推進するため、道民、事業者、市町村、道及び国が相互に連携を図ることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(道民の役割)

第5条 道民は、各自が美しい景観のくにづくりの担い手として、基本理念についての理解を深め、積極的に身近な景観づくりに努めるとともに、地域の景観づくり活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らの事業活動が地域の景観づくりに深いかかわりを持つことを認識し、景観づくりに関する知識及び技術の向上に努めるものとする。

- 2 事業者は、事業活動の実施に当たっては、基本理念にのっとり、その周辺の景観に十分配慮するとともに、事業活動を通じて地域における景観づくりに積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(景観づくりへの配慮)

第7条 何人も、景観づくりの妨げになるような行為をしないよう配慮するものとする。

第2章 美しい景観のくにづくりに関する基本的施策

(美しい景観のくにづくり基本計画)

第8条 知事は、美しい景観のくにづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、美しい景観のくにづくり基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、美しい景観のくにづくりに関する施策の基本的事項について定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道美しい景観のくにづくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(普及啓発等)

第9条 道は、道民及び事業者が美しい景観のくにづくりについての理解を深め、積極的に参加できるよう必要な普及啓発に努めるものとする。

- 2 道は、道民、事業者及び市町村が美しい景観のくにづくりに関する情報及び意見を交換できるよう機会の確保等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 道は、道民が景観についての理解を深め、地域の景観づくり活動に意欲的に参加できるよう、学習し、及び体験する機会の確保等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 道は、景観づくりに特にかかわりの深い建築、土木、屋外広告物等の事業者の景観づくりに関する知識及び技術の維持向上のために、研修機会の確保、研究成果の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協力活動の促進)

第10条 道は、地域における景観づくり活動に積極的に協力しようとしている者が、当該協力活動を円滑に行えるよう情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(専門家による助言指導)

第11条 道は、景観づくりに関し専門的な知識若しくは技術又は経験を有する者が、地域からの要請に応じて助言指導できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(道民等に対する支援)

第12条 道は、道民、事業者又はこれらの者が組織する団体の自主的な景観づくりに対し研究成果の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 道は、市町村が景観づくりに関する施策の立案、実施等を円滑に行えるよう研究成果の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(調査研究及び情報の収集)

第13条 道は、美しい景観のくにづくりに関し必要な調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(表彰等)

第14条 道は、景観づくりに関して優れた取組をしたものに対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 道は、美しい景観のくにづくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 広域にわたる景観づくりの推進

(広域景観づくり推進地域)

第16条 知事は、複数の市町村にまたがり、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわ

たる景観づくりを推進する必要があると認めるものを、当該地域の存する市町村の長の申出に基づき、広域景観づくり推進地域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定しようとするときは、あらかじめ、その指定に係る地域の市町村（以下「関係市町村」という。）の長と協議しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により指定しようとするときは、あらかじめ、北海道美しい景観のくにづくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、広域景観づくり推進地域を指定したときは、その旨を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、広域景観づくり推進地域の指定の解除及び変更について準用する。

（広域景観づくり指針）

第17条 知事は、前条第1項の規定により指定しようとするときは、当該広域景観づくり推進地域に係る景観づくりに関する指針（以下「広域景観づくり指針」という。）を定めなければならない。

- 2 知事は、広域景観づくり指針を定めるに当たっては、あらかじめ、関係市町村の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、広域景観づくり指針の策定、変更及び廃止について準用する。この場合において、同条第四項中「その旨」とあるのは、「その内容」と読み替えるものとする。

（広域景観づくり指針への配慮等）

第18条 広域景観づくり推進地域において、建築物等の建設、屋外における物品の集積等景観に影響を及ぼす行為をしようとする者は、広域景観づくり指針に配慮するよう努めなければならない。

- 2 知事は、広域景観づくり推進地域において、広域景観づくり指針に沿った景観づくりに著しく支障があると認められる建築物等、屋外において集積された物品等がある場合は、その所有者又は管理者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により要請しようとするときは、あらかじめ、北海道美しい景観のくにづくり審議会の意見を聴くとともに、関係する市町村に協力を求めるものとする。

第4章 公共事業に係る景観づくり

（公共事業景観づくり指針）

第19条 知事は、公共施設の建設その他の公共事業（以下「公共事業」という。）に係る景観づくりのための指針（以下「公共事業景観づくり指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第16条第3項及び第4項の規定は、公共事業景観づくり指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「その旨」とあるのは、「その内容」と読み替えるものとする。

（公共事業景観づくり指針の遵守等）

第20条 道は、公共事業景観づくり指針にのっとり、公共事業を実施するものとする。

- 2 知事は、国、市町村又は公共的団体に対し、これらの者が実施する公共事業について、公共事業景観づくり指針に配慮するよう、必要に応じて要請するものとする。

第5章 北海道美しい景観のくにづくり審議会

（設置）

第21条 美しい景観のくにづくりの推進を図るため、知事の附属機関として、北海道美しい景観のくにづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第22条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、美しい景観のくにづくりの推進に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例又は北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、美しい景観のくにづくりに関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第24条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第25条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第26条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第27条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年北海道条例第33号)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 北海道屋外広告物条例(昭和25年北海道条例第70号)の一部を次のように改正する。

第15条の前の見出しを削り、同条及び第16条を次のように改める。

第15条及び第16条 削除

第16条の2を削る。

第17条に見出しとして「(諮問)」を付し、同条中「審議会」を「北海道美しい景観のくにづくり審議会」に改め、同条ただし書を削る。